

告示第6号

南但広域行政事務組合週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領を次のように定める

令和6年5月27日

南但広域行政事務組合管理者 藤 岡 勇

南但広域行政事務組合週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における長時間労働の解消、休日確保に向けた環境整備及び将来の担い手の確保を推進するため、南但広域行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する工事における週休2日制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制度の対象工事は、基本的に、全ての土木工事（諸経費体系が一般公共、機械設備、電気設備）、営繕工事、農業農村整備工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事は、対象外とする。

(1) 当初設計の段階において対象期間が1週間に満たない工事

(対象期間：直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間)

(2) 現地作業が1週間に満たなかった工事

(3) 単価契約等の工事

(4) 地域、施設用途及び利用者の実情等により現場閉所（現場休息）が困難な工事

(5) 災害復旧等の工事のうち発注者が対象外として指定するもの

※災害復旧工事や終日通行規制工事など、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

(6) その他組合の管理者が対象外と認める工事

(週休2日)

第3条 週休2日とは、次に掲げることをいう。

(1) 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

(2) 土日に限らず週に2日の休日確保することを基本とする。やむを得ず週に2日の休日確保できない場合、監督員と協議のうえ、当月内に振替休日を設定することを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

(3) 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

(4) 休工日とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む。）を実施しない日のことをいう。ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

・通行規制に伴う交通誘導

・現場の安全確認・保守点検等

(5) 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(対象期間)

第4条 対象期間は、次に掲げる通りとする。

(1) 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（片づけを含む現場作業が完了する日）までの現場稼働の期間。

(2) 年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(実施方法)

第5条 実施は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。

(2) 受注者は契約後、現場稼働中の工期「工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く」に週休2日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所（現場休息）が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所（現場休息）を考慮した施工計画書を提出する。

(3) 発注者は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないよう努める。

(4) 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

(労務費等の補正)

第6条 当初の予定価格は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。なお、現場閉所（現場休息）の達成状況が4週8休に満たなかった場合は、工事履行報告書（別紙3）の実施工程の最低値を基に減額的设计変更を行う。経費等の補正については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 土木工事、土地改良工事を除く農業農村整備工事の経費等の補正については、兵庫県の土木工事の積算に関する「積算基準の運用（積算参考資料1）」の「週休2日制（土日現場閉所）の経費補正における積算要領」により計上する。なお、この場合において土日現場閉所を現場閉所と読み替えるものとする。また、この積算要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照し、適正に計上するものとする。

(2) 営繕工事は、「営繕工事における週休2日制度における労務費補正」（別紙1）により行う。

(3) 土地改良工事については、「土地改良工事における週休2日補正」（別紙2）によ

り行う。

(確認方法等)

第7条 対象工事の週休2日制度の実施状況の確認は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 発注者は、毎月受注者に工事履行報告書の提出を求め、工事現場の現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- (2) 工事着手後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を提出し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- (3) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所（現場休息）日に他の現場に従事することは制限しない。
- (4) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所（現場休息）日に現場事務所以外での書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、これらの者が専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

(工事看板)

第8条 週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記（別紙4）すること。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、令和6年6月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約から適用する。

営繕工事における週休 2 日制度における労務費補正

南但広域行政事務組合週休 2 日制度を活用する工事に係る事務取扱要領第 6 条「労務費等の補正」は、以下によるものとする。

1. 積算方法

(1) 積算及び変更方法

4 週 8 休以上を前提に、(2) (3) により労務費及び単価を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(2) 労務費の補正方法

以下の補正係数により労務費を補正する。

1. 0 5

(3) 単価の補正方法

①複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に (2) の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

②市場単価、補正市場単価

市場単価、補正市場単価は、(2) の補正係数から算出した次に掲げる表の補正率を用いた以下の式により補正する。

新営工事	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価 × 改修補正率 補正市場単価 × 改修補正率

③物価資料の掲載価格

掲載価格は、(2) の補正係数から算出した次に掲げる表の補正率を用いた以下の式により補正する。

新営工事	物価資料の掲載価格 × 新営補正率
全館無人改修、執務並行改修	物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表1 建築工事の補正率

工種	摘要※	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及び樋		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
エントその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表2 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材 工事）金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表3 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

土地改良工事における週休 2 日補正

補正係数	現場閉所の達成状況（実施工程％）		
	4 週 8 休以上 (100%)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5～100%)	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75～87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.09	1.07	1.05

工事履行報告書

工事名						
工期						
日付	(月分)					
月別	実施工程 % (D)/(A)	対象休日 日数 (A)			実休日数※1 (D)=(B)+(C)	備考
			休工日数 (B)	振替休日数 (C)		
(記事欄)						

※1 工事着手日から工事完成日までの期間で通行規制による交通誘導及び現場の安全確認や保守点検等に該当する行為を除き、1日を通じて現場作業及び現場事務所での事務作業を実施しない日とする。

総括 監督員	主任 監督員

現場 代理人	主任(監理) 技術者

〈週休 2 日制度対象工事であることを明記する工事看板例〉

